

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

志布志市（以下「甲」という。）と社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、志布志市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、志布志市地域防災計画に基づき、志布志市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所が被災等により使用できない場合には、甲乙協議の上、代替え場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各地（校）区社会福祉協議会（コミュニティ協議会）、市ボランティア連絡協議会など、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整に係る担当者を配置し、速やかに連絡体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応



- (6) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (7) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (8) 志布志市災害対策本部との以下の情報の共有

- ① 被災状況・避難情報
- ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
- ③ ボランティアによる支援活動の状況
- ④ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
- ⑤ その他、甲・乙が災害ボランティア活動に必要であると認める情報

(9) 関係機関・団体との間の連絡・調整等

(10) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターで行う救助とボランティア活動の調整に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 その他必要な費用負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害については、ボランティア自身が加入するボランティア活動保険で対応するものとする。

2 前項に規定するボランティア活動保険の加入にかかる費用については、ボランティアに参加する者が負担するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 乙は本協定に基づき設置するセンターの運営に関して得た個人情報の取扱いについては、志布志市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月26日

甲 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
志布志市長 下平晴行



乙 鹿児島県志布志市志布志町志布志3222番地1
社会福祉法人志布志市社会福祉協議会
会長 溝口敏久



